

2018年6月 日

## 「原発事故被害者の救済を求める全国運動」活動方針

避難当事者の貧困と孤立化、子どもたちの甲状腺がんの多発など、原発事故被害者の置かれている状態は更に深刻化しています。原発事故の過酷な現実に苦しむ被害者に寄り添い、支援法の日でも早い実施と内容の充実を求める運動は更に重要性を増しています。

「原発事故被害者の救済を求める全国運動」は、被害当事者・支援団体のみならず、生活協同組合、貧困・平和・人権など多様なセクターの運動と連携し、問題の社会的可視化と運動のスケールアップを担ってきました。第三期までの運動を継続し、窮状に苦しむ、被害者にとって急務である以下の具体的な事項を求めていきます。

- 1) 原発事故避難者の住宅支援の打ち切りによる生活困難の現状にかんがみ、住宅提供、生活再建支援を求める。
- 2) 原発事故被害者の意思を無視した避難指示区域の解除方針の撤回を求める。被害者への賠償の打ち切り撤回を求める。
- 3) 福島県内外における健診、保養の拡充と医療費の減免を求める。

### 【行動方針】

- 1) 原発事故被害当事者、避難者・支援者、保養・甲状腺検診や支援団体、関連市民団体などと連携して具体的な政策提言を継続する。
- 2) 現在の課題を広く共有し、問題の社会的可視化をおこなう。
- 3) 「子ども・被災者支援法」の理念の実現、将来にわたる原子力災害被害者の救済を求める新規立法に関して請願署名に取り組む。